

# ■ 第1章 計画策定に当たって

---

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の範囲

# 第1章 計画策定に当たって

## 第1章 計画策定に当たって

### 1 計画策定の趣旨

我が国では、少子高齢化・人口減少が進展し、単身世帯の増加や雇用環境の変化、個人のライフスタイルの多様化などを背景として、相互に支え合う意識や連帯感の希薄化、価値観の多様化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。

かつては、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった生活の様々な場面において支え合いの機能が存在していましたが、現在は、高齢化や人口減少が進み、人々の生活領域における支え合いの基盤が弱体化しています。

そのため、生活に困難を抱えながらも誰にも相談ができない、あるいは、適切な支援に結び付かないことなどにより、子育てや介護をしている家庭の孤立、子どもの貧困、社会的弱者への虐待、ひきこもり、孤独死、自殺などの社会問題が生じています。

また、近年、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）や高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯（8050）のような複合化・複雑化した課題を抱える世帯や、何らかの悩みや課題を抱えているものの、既存の公的な福祉サービスでは対応できない「制度の狭間」にある世帯への対応などが、新たな課題として顕在化してきました。

我が国の公的な福祉サービスは、高齢者や障がい者、子どもといった対象者ごとに量的拡大と質的発展を重ね、その充実が図られてきましたが、対象者別・機能別のサービスでは、こうした複合化・複雑化した課題や制度の狭間の課題に対しては、対応が困難なケースが浮き彫りになっています。

こうした課題に対処するため、国は、社会福祉法（昭和26年（1951年）法律第45号）を始めとした関係法令を改正し、①住民相互の支え合い機能の強化、②公的支援と協働して地域課題の解決を試みる体制の整備、③市町村における包括的支援体制の整備を促し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手（支える側）」「受け手（支えられる側）」という関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、誰もが役割や生きがいを持ち、支え合いながら暮らしていく「地域共生社会」の実現に向けた仕組みづくりを進めています。

地域共生社会の実現に向けては、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組める仕組みづくりとともに、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の相談支援体制の整備を進めていくことが必要となります。

市町村は、それぞれの地域における課題を踏まえ、目指す地域の姿を明確にした上で、その実現に向けた地域福祉を推進するための目標を設定し、計画的に取り組むことが求められます。

## 第1章 計画策定に当たって

平成28年度（2016年度）から令和3年度（2021年度）までの6年間<sup>1</sup>を計画期間とする当市の第3期八戸市地域福祉計画（以下、「第3期計画」という。）では、すべての市民が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができる社会の実現に向け、計画に掲げた各種施策を推進してきましたが、先に述べた地域福祉を取り巻く環境の変化や社会福祉法改正等に対応した新たな計画の策定が必要となっています。

令和4年度（2022年度）から始まる第4期八戸市地域福祉計画（以下、「第4期計画」という。）は、当市のこれまでの取組の成果や残された課題を整理した上で、地域福祉の推進に資する取組を体系化し、当市における「地域共生社会」の実現に向けた指針として策定するものです。

---

<sup>1</sup> 策定当初、令和2年度（2020年度）までの5年間としていたところ、次期総合計画の策定作業休止や新型コロナウイルス感染症に関連する業務に最優先に取り組む方針のもと、計画期間を1年間延長したもの。

## 2 計画の位置付け

### (1) 法律上の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定しています。

また、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年（2016年）法律第104号。以下、「再犯防止推進法」という。）第8条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

### (2) 総合計画との関係

当市の各計画との関係では、「総合計画」を市政運営の基本となる最上位計画とします。総合計画では、2030年頃の市の将来都市像を『ひと・産業・文化が輝く北の創造都市』と定め、これを実現するため、市とまちづくりに参画する主体が相互に連携・協力しながら6つの政策を推進することとしています。

地域福祉計画は、この「地域が一体となって取り組む6つの政策」のうち、特に政策1、政策3、政策4に係る取組の着実な推進を図ることを目的とした地域福祉分野の個別計画に位置付けています。

#### ■総合計画に掲げる「地域が一体となって取り組む6つの政策」

【政策1】「ひと」を育む（子育て・教育・文化・スポーツ）

【政策2】「経済」を回す（産業・雇用）

【政策3】「暮らし」を守る（環境・防災・防犯・健康）

【政策4】「ともに生きる社会」をつくる（福祉・コミュニティ・多文化共生）

【政策5】「まち」を形づくる（都市整備・公共交通）

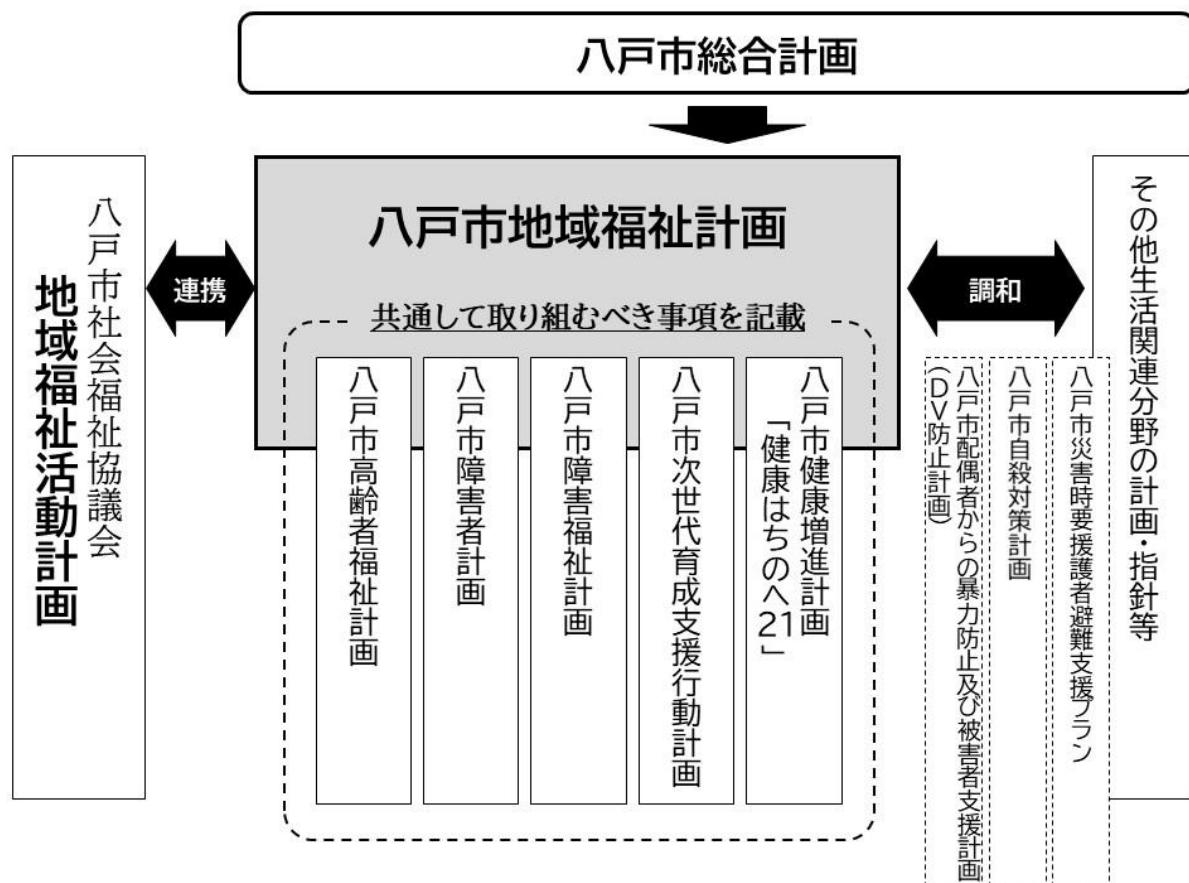
【政策6】「八戸らしさ」を活かす（シティプロモーション・観光・国際交流）

### (3) 他の分野別計画との関係

本計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、各分野別計画で示されている基本的な理念や方向性を共有し、共通して取り組むべき事項を盛り込んでいることから、福祉分野における上位計画として位置付けられるものです。

また、八戸市社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画<sup>2</sup>とも相互に連携を図り、「自助・共助・公助」の取組が相互に補完し合って地域福祉を推進する体制を構築していきます。

<sup>2</sup> 地域福祉の推進を住民の立場から実践し、幅広い住民参加による地域の支え合いを実現するため、地域住民や民間関係団体等の自主的・主体的な地域福祉活動を推進するに当たっての指針となる行動計画



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

なお、国の動向や今後の社会情勢の変化等によっては、当該計画期間中においても、必要に応じて内容の見直しを行います。

#### 【他の計画との計画期間の比較】

(計画名)	(年度)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
八戸市地域福祉計画			第3期			第4期		
八戸市高齢者福祉計画				第8期				
八戸市障害者計画			第3次					
八戸市障害福祉計画			第6期					
八戸市次世代育成支援行動計画		第2期（後期）						
八戸市健康増進計画「健康はちのへ21」		第2次						
八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画（DV防止計画）		第2次						
八戸市自殺対策計画		第1次						
八戸市災害時要援護者避難支援プラン				R 2.4改訂版				
八戸市総合計画					第7次			

## 4 計画の範囲

---

社会福祉法第6条では、国及び地方公共団体の責務として、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、福祉サービスの提供体制の確保及び福祉サービスの適切な利用推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講ずるとともに、併せて、支援関係機関との連携等により地域住民等の地域生活課題<sup>3</sup>の解決に資する施策の実施に努めるよう定めています。

本計画の範囲は、市が主体となって推進する施策や事業を基本としますが、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進に当たっては、行政と地域福祉に関わる多様な主体との協力・連携が欠かせないことから、社会福祉協議会等の民間団体が実施する施策や事業を含んでいます。

---

<sup>3</sup> 福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題